

豊橋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により提出された豊橋市職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和7年9月5日

豊橋市監査委員	鈴木教仁
同	野口洋
同	梅田早苗
同	本多洋之

第1 監査の請求

令和7年7月8日付けで、次のとおり監査の請求があった。

豊橋市職員措置請求書

1 請求の要旨

豊橋市は、「明海大橋（仮称）橋梁上部工事」の入札を総合評価競争入札で行い、令和6年8月27日に落札決定、同年9月30日に契約している。予定価格は1,086,792,000円（税抜き）だったが、道路建設課の積算ミスから予定価格が約1,500万円過大であったことが判明した。（事実証明書1）

この総合評価競争入札によって、失格判断基準に該当しない株式会社横河ブリッジ名古屋営業所が失格となり、高田機工株式会社名古屋営業所が落札者となった。入札額は次のとおりである。（事実証明書2）

高田機工株式会社名古屋営業所 906,500,000円（税抜き）

株式会社横河ブリッジ名古屋営業所 868,380,000円（税抜き）

予定価格の積算ミスがなければ、落札者契約者は株式会社横河ブリッジ名古屋営業所である。豊橋市は、その差額38,120,000円（税抜き）損害を被った。

法的根拠は次のとおりであり、以下の法に違反している。

・地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

・地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 求める措置

監査委員は、予定価格の積算ミスをした関係者及び契約締結等に関わる責任者に41,932,000円（税込み）の損害金を返済させる勧告をすることを求める。

- 3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

その理由

国からの補助金導入工事入札である。また、監査委員の監査及び調査能力に信頼がない。

- 4 請求人

住所、氏名省略

- 5 事実を証する書面

- 1 令和7年1月10日

橋梁工事における予定価格の誤りに伴う契約解除について

- 2 誤算予定価格による入札結果

総合評価一般競争入札結果資料（3枚）

明海大橋（仮称）橋梁上部工事入札結果 落札決定日 R06/08/27日

- 3 積算の誤りを訂正した再入札結果

積算訂正再入札結果資料（3枚）

明海大橋（仮称）橋梁上部工事入札結果 落札日 R07/02/27日

第2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を次のとおり請求人に通知した。

7 豊監査第21-6 号

令和7年9月5日

請求人 あて

豊橋市監査委員	鈴木教仁
同	野口洋
同	梅田早苗
同	本多洋之

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和7年7月8日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を通知します。

記

1 請求の受理

本件請求は、令和7年7月17日に受理した。

2 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

(1) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている理由

国からの補助金導入工事入札である。また、監査委員の監査及び調査能力に信頼がないとして、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

(2) 監査委員の判断

個別外部監査制度は、地方公共団体に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性を高めることにあり、普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、理由を付して、個別外部監査によることを求めることができるものである。

国からの補助金導入工事入札であるとのことであるが、本件請求の違法性等についての判断を行うに当たっては、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とする、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とするような特段の理由は見当たらない。また、監査委員の監査及び調査能力に信頼がないとのことであるが、監査委員は、経歴を考慮し選定された者が議会の同意を得て選任されており、そうした複数の者により合議にて意思決定がされるものである。したがって、監査委員の監査に代えて個別外部監査を実施することが相当であるとは認められない。

3 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、豊橋市（以下「市」という。）当局から提出された書類についての調査及び市の関係職員（以下「関係職員」という。）からの事情聴取により実施した。

(1) 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を勘案した結果、請求の要旨を次のように解して監査を実施した。

令和6年7月に入札が行われた「明海大橋（仮称）橋梁上部工事」（以下「本件工事」という。）に関する一連の契約事務が違法又は不当な財務会計行為に該当し、市に損害が生じているか。具体的には、本件工事の入札に失格判断基準制度が適用され、また誤った予定価格で入札及び契約の事務手続が行われたことにより市に損害が生じており、そのことが地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）に違反し、又は不当であるか否かを監査の対象とした。

(2) 監査対象部局

財務部及び建設部

(3) 請求人の陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和7年7月28日に新たな証拠として次の書面が提出され、同年8月4日に行われた請求人の陳述において、総合評価競争入札の失格判断基準は導入しなくてもよい制度であること。また、その制度の中でも、予定価格を適正に出しておけば、株式会社横河ブリッジ名古屋営業所（以下「横河ブリッジ」という。）は失格にならず、本来ならば横河ブリッジが落札者となること。失格判断基準の制度を導入するとともに、予定価格の積算ミスがあったことにより、横河ブリッジが失格になり、約4,000万円損害を被ったというのは、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反しているとともに、不当であるという旨の陳述がなされた。

- ・ 事実証明書4 工事名・明海大橋（仮称）橋梁上部工事 一般競争総合評価入札
落札日・令和6年8月27日
契約日・令和6年9月30日
予定価格・1,086,792,000円
上記予定価格の工事設計書の積算誤りの部分のページ（3ページ）
- ・ 事実証明書5 令和7年2月27日の再入札工事設計書から
事実証明書4の工事設計書積算誤り部分の訂正ページ（3ページ）

(4) 事情を聴取した関係職員

令和7年8月4日に次の関係職員に対し、監査対象事項について事情聴取を行った。

財務部契約検査課長、契約検査課主幹
建設部道路建設課長、道路建設課長補佐

4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

(結論) 本件請求は、これを棄却する。

以下に、その理由を述べる。

(1) 事実確認について

本件請求について、次のとおり事実を確認した。

ア 本件工事の入札は、総合評価競争入札実施要領に基づき、簡易型総合評価落札方式一般競争入札とし、その執行に当たっては、適正な履行を確保するため、建設工事に係る低入札価格調査実施要領に基づき、失格判断基準制度を適用した。

イ 本件工事の入札及び契約の事務手続の概要は下表 1 のとおりであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び豊橋市契約規則等の規定に基づき行われている。

・表 1

区分	明海大橋（仮称）橋梁上部工事
入札方法	簡易型総合評価落札方式一般競争入札
公告日	令和 6 年 6 月 10 日
入札参加資格確認申請書提出期限	令和 6 年 6 月 24 日
入札日	令和 6 年 7 月 25 日～26 日
参加業者数	9 者
開札日	令和 6 年 7 月 29 日
落札決定日	令和 6 年 8 月 27 日
契約日	令和 6 年 9 月 30 日
前払金請求日	令和 6 年 10 月 18 日
前払金支払日	令和 6 年 11 月 5 日

ウ 本件工事の入札における予定価格、調査基準価格及び失格判断基準は下表 2 のとおりであり、建設工事に係る低入札価格調査実施要領及び工事に伴う委託業務に係る最低制限価格制度実施要領に基づき、工事費内訳ごとに算定を行い設定している。

・表 2

区分	明海大橋（仮称）橋梁上部工事
予定価格	1,086,792,000円（税抜き）
調査基準価格	997,219,000円（税抜き）
失格判断基準	調査基準価格を下回り、かつ、次に掲げるいずれかの額を下回る価格で入札をした者は失格とする。 ①直接工事費 605,275,000円（税抜き） ②共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額 261,096,000円（税抜き） ③地質調査 9,758,000円（税抜き）

エ 本件工事の入札結果は、下表３のとおりである。矢田工業株式会社名古屋営業所は予定価格超過、宮地エンジニアリング株式会社名古屋営業所及び横河ブリッジは上記ウの失格判断基準に該当し失格となり、評価値の最も高い高田機工株式会社名古屋営業所（以下「高田機工」という。）に対して低入札価格調査が行われ落札者となった。

・表３

業者名	評価値	入札金額 (税抜き)	内訳			備考
			直接工事費 (税抜き)	諸経費 * (税抜き)	地質調査 (税抜き)	
宮地エンジニアリング(株)		円 865,730,000	円 602,765,000	円 252,964,000	円 10,000,000	失格
(株)横河ブリッジ		868,380,000	604,348,000	253,246,000	10,786,000	失格
高田機工(株)	0.130	906,500,000	629,721,000	266,908,000	9,870,000	低入札価格調査
(株)ＩＨＩインフラシステム	0.125	982,200,000	658,797,000	311,902,000	11,500,000	調査基準価格未満
川田工業(株)	0.123	972,000,000	654,490,000	305,119,000	12,390,000	調査基準価格未満
日本ファブテック(株)	0.119	999,000,000	671,670,000	314,939,000	12,390,000	
三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)	0.114	1,070,000,000	676,621,000	374,748,000	18,630,000	
宇野重工(株)	0.112	1,010,000,000	677,038,000	319,961,000	13,000,000	
矢田工業(株)		1,100,000,000	—	—	—	予定価格超過

* 諸経費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

オ 積算に誤りがあることが判明してからの経過は、以下のとおりである。

令和６年１１月８日に工事設計書の内容について外部より問合せがあり、同月１１日に問合せ内容を確認し設計の誤りを覚知、同月２０日に工事の一時中止を通知した。

令和７年１月８日に工事請負契約約款第５６条の規定に基づき合意解除契約、同年２月１２日に出来形検査を行った。出来形金は１００,５６７,５００円であり、令和６年１１月５日に前払金として１００,０００,０００円を支払っていたため、令和７年３月２５日に残額５６７,５００円を支払った。

令和７年４月２５日に高田機工から契約解除した工事の損害賠償については請求しない旨の協議が文書であり、同年６月５日に発注者に損害賠償義務がないこと等の合意書を取り交わした。

カ 再入札について

本件工事の請負契約の解除に伴い、上記オの出来形の鋼板及び形鋼を材料として支給することとして、令和7年1月に再入札が行われ、再度、高田機工が落札者となっている。

キ 本件請求に係る関係法令の条文は、以下のとおりである。

(ア) 地方自治法（抄）

第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

（契約の締結）

第234条

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(イ) 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利な

ものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(ウ) 地方財政法（抄）

（予算の執行等）

第4条

- 1 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

ク 監査対象事項に関して関係職員から事情聴取した内容は、以下のとおりである。

- (ア) 工事設計書の積算については、愛知県建設局の積算基準及び歩掛表に基づき、材料費や施工手間などを設計積算システムにて積み上げ、積算を行った。
- (イ) 積算の誤りの内容としては、機械単価の選択について、架設などに使用するクローラクレーンの機械単価に「賃料」を計上すべきところを「損料」を計上してしまったことや、工場製作に係る諸経費について対象外である「材料費」の一部を経費対象として計算したものだが、再度、設計積算システムにて積算は行っていない。
- (ウ) 誤りが起きた原因としては、今回のような橋梁上部工は、市の中では非常に特殊な業務であり、設計者及び検算者を始めとした技術職員にとっても初めての経験であった。
- (エ) 入札及び契約の事務手続は、豊橋市契約規則を始めとして、総合評価競争入札実施要領、建設工事に係る低入札価格調査実施要領及び工事に伴う委託業務に係る最低制限価格制度実施要領（以下「実施要領等」という。）に基づき行い、問題はない。
- (オ) 本市では、契約締結後に設計違算があることが判明した場合は案件ごとに判断することになるが、設計違算の内容が軽微で入札の公平性及び競争性に影響がない場合を除き、当該契約の相手方と協議を行い、契約を解除するように考えている。

(2) 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査対象事項について、監査委員は、次のとおり判断した。

ア はじめに、請求人が陳述で主張した失格判断基準の制度について検討する。

請求人は、陳述において、失格判断基準は、導入しなくてもよい制度と主張する。

この点について、総合評価競争入札においては、地方自治法施行令第167条の10の2第2項で低入札価格調査制度が規定されているが、調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして、当該入札を失格とする基準（価格による失格基準）を定めることにより、更に高いダンピング防止効果を得ることが可能になるため、失格判断基準は国の指針において積極的に導入・活用することとされて

いる。市では、建設工事に係る低入札価格調査実施要領第4条の2で、失格判断基準について規定し実施しており、制度導入による違法性及び不当性は見受けられない。

イ 次に、本件工事の契約事務手続が適正に行われたかについて検討する。

本件工事は、工事設計書の積算に誤りがあったことにより、予定価格、調査基準価格及び失格判断基準の額が過大であったものであり、このことは適切ではなかったものの、その他の入札及び契約の事務手続については、豊橋市契約規則、実施要領等に基づき、適正に行われていた。また、本件工事の請負契約の解除については、本市では契約締結後に積算に誤りがあることが判明した場合、その内容が軽微で入札の公平性及び競争性に影響がない場合を除き、契約の相手方と協議を行い、契約を解除する考えであるとのことであり、その考えに従って、適正に行われていた。このことにより、契約事務手続に違法性はない。

ウ 次に、高田機工と横河ブリッジの入札額の差額について、市に損害が生じているのか検討する。

(ア) 請求人は、高田機工が落札者となったが、予定価格の積算ミスがなければ、落札者は横河ブリッジであると主張する。

この点について、積算誤りがなければ、失格判断基準の額が下がり、横河ブリッジの入札金額が失格判断基準の額を上回る可能性はあるものの、既に契約の解除手続は完了しており、失格判断基準の再計算や低入札価格調査を行う必要がない。したがって横河ブリッジは落札者になることはない。よって、請求人の主張には理由がない。

(イ) また、請求人は、高田機工の入札額は906,500,000円（税抜き）、横河ブリッジの入札額は868,380,000円（税抜き）であり、市は、その差額38,120,000円（税抜き）損害を被ったと主張する。

この点について、高田機工との工事請負契約（入札額906,500,000円（税抜き））は、令和7年1月8日に合意解除されており、同年6月5日に損害賠償義務がないことの合意を得ている。したがって、市は、高田機工の入札額と横河ブリッジの入札額の差額38,120,000円（税抜き）損害を被ったとは認められない。

以上の諸点を踏まえて、予定価格の誤りがあったものの、本件工事の契約事務手続については、豊橋市契約規則、実施要領等に基づき、適正に行われていた。また、本件工事の請負契約は解除され、請求人が主張するような市の損害は認められず、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反しているとはいえない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。

5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

今回の事案は、工事設計書の積算誤りを起因として契約解除に至ったものである。本件工事は、市の中では非常に特殊な業務であり、設計者及び検算者を始めとした技術職員にとっても初めての経験であったとのことであるが、積算誤りは効率的な契約事務に支障を来すため、積算事務は適正に行うとともに再発防止に努められたい。